

## 亜塩素酸ナトリウムに関する指摘事項一覧（平成16年10月7日開催）

- (1) 塩カズノコや干しカズノコなどカズノコの加工の種類を示した上で、松前漬け等に代表されるようなカズノコ（調味加工品）の対象範囲として想定されうるカズノコが含まれる加工食品の範囲、加工段階毎の生産地及び生産量を示すこと。また、想定されるカズノコ（調味加工品）の製造工程を示し、亜塩素酸ナトリウムの添加、分解、除去工程、調味を具体的に説明すること。
- (2) 実際の製造ラインに準じた亜塩素酸塩の残存量にかかる試験につき、試料溶液の調製手順、イオンクロマトグラフィーのクロマトグラム等具体的な測定結果を示すこと。
- (3) 国立医薬品食品衛生研究所において実施された「カズノコ（調味加工品）からの亜塩素酸ナトリウムの分析について」等を参考に実際の製造ラインに準じて製造されたカズノコ（調味加工品）の亜塩素酸塩の残存量を示すこと。
- (4) 松前漬けなどカズノコ（調味加工品）を含む加工食品中の亜塩素酸ナトリウムの分析の可否、亜塩素酸ナトリウムで処理されたカズノコで、亜塩素酸ナトリウムを故意に残存させたものから調味液等への亜塩素酸ナトリウムの移行量についてイオンクロマトグラフィーのクロマトグラム等具体的な測定結果とともに示すこと。